

グループホーム高松

指定認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿康会が設置経営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで食事、入浴、排泄等の日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援する。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称 グループホーム高松
2. 所在地 静岡市駿河区高松2625番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

一、管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行う。

二、計画作成担当者 1名

計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。

三、介護職員

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(注)職員の員数は、8名以上である。

(利用定員)

第6条 利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 二、日常生活上の世話
- 三、日常生活の中での機能訓練
- 四、相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2. 介護計画に作成、変更の際には利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に常に、その実態についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当事業所が受領できる各種加算については別紙重要事項説明書のとおりとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|---------|-----------|
| 一、家賃 | 60,000円/月 |
| 二、食費 | 30,000円/月 |
| 三、水道光熱費 | 20,000円/月 |

- 四、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。

理容代 実費 紙おむつ代 実費 医療費 実費 電話代 実費

寝具・リネン・カーテンリース料 実費

2. 月の途中における入居または退居については第一項の利用負担額(月)の日割り計算とする。
3. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。
4. 食費及び水道光熱費に関しては、毎年度の決算後かかった実費により精算するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護であって認知症の状態にあり、かつ次の号を満たすものとする。

- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二、自傷他害の恐れのないこと。
- 三、常時医療機関において治療する必要があること。
2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
3. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うように努める。

(虐待の防止)

第11条 事業所は虐待の防止又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合

は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

3. 事業所は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは主治医または協力医療機関との連絡をとり適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的な具体的対処法、避難経路及び対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

3. 利用者の利便に供するため、避難経路図を事業所の適切な位置に掲げるものとする。

4. 事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等地域との連携を重視する。

5. 事業者は従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

6. 事業者は、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修 採用後1ヶ月以内

二、経験に応じた研修 随時

2. 事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ

の他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備する。
4. この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿康会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成25年 5月1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月1日より施行する。

この規程は、令和元年 7月1日より施行する。

この規程は、令和2年 9月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。